

「倉敷市男女共同参画基本計画」策定要領

1 策定の理由

倉敷市では、倉敷市男女共同参画条例（平成13年4月1日施行）に男女共同参画基本計画の策定を義務づけ、市民一人ひとりが人間らしく豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現をめざして、平成13年度から平成22年度を計画期間とする「くらしき男女共同参画プラン」を、そして、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第二次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定。さらに、平成28年度から令和2年度を計画期間とする「くらしきハーモニープラン～第三次倉敷市男女共同参画基本計画～」を策定し、施策を推進してきました。

しかしながら、その間も女性活躍推進、防災、セクシャルマイノリティなどの分野へのさらなる取り組みが求められていることに加え、SDGsの理念などを取り入れた新たな施策を推進しなければならない状況です。

この度、第三次基本計画が令和3年3月で期間満了を迎えるため、これまでの基本理念と取組を継承しつつ、社会情勢の変化に対応した新たな倉敷市男女共同参画基本計画を、令和2年度末までに策定するものです。

2 策定にあたっての基本的な考え方

- (1) 倉敷市第7次総合計画との整合性の確保する
- (2) 倉敷市DV防止計画としての位置づける
- (3) 倉敷市女性活躍推進計画としての位置づける
- (4) 各種個別計画との整合性の確保する
- (5) 市民・事業者等の意見を反映した計画策定する

3 基本計画の名称及び期間

- (1) 名称 くらしきハーモニープラン～第四次倉敷市男女共同参画基本計画～
- (2) 期間 令和3年度から令和7年度（5年間）
ただし、社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行う。

4 策定体制

- (1) 倉敷市男女共同参画条例第29条第2項第1号の規定に基づき、男女共同参画審議会に、基本計画の策定について諮問する。
- (2) 関係課の職員によるワーキンググループを編成し、基本計画素案を作成する。
- (3) 現状分析など、計画策定に係る支援業務を委託する。
- (4) 策定体制フロー（下記のとおり）

